

青梅市選挙管理委員会告示第9号

青梅市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を次のように改正する。

令和8年7月10日

青梅市選挙管理委員会

青梅市選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正

青梅市選挙管理委員会事務局処務規程（昭和41年選挙管理委員会告示第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

付 則

この規程は、令和8年7月10日から施行する。